

## 資料

# 沖繩法政研究所 第40回講演会 『建議書』は生きている — 沖繩の現状がその証 —

開催日時：2018年8月4日（土）14:30～17:00  
会場：沖繩国際大学3号館2階203教室

### 〔開催趣旨〕

『復帰措置に関する建議書』（建議書）をご存知でしょうか。

日本復帰が具体的に進むなか、日本政府の復帰措置の中身は沖縄県民の要求を十分に反映するものではありませんでした。

『復帰措置に関する建議書』は琉球政府が日本復帰に際して、沖縄県民の声を日本政府と返還協定批准国会（沖縄国会）に手渡すために、作成された建議書で、復帰についての県民の要求や考え方が集約されたものです。

当時の屋良朝苗主席は、同建議書を携えて上京し、政府に要請しようとしたその日の沖縄国会で、沖縄返還協定並びに復帰関連法が強行採決され、政府施策には反映されませんでした。しかし、実際には屋良主席は衆参両議長だけでなく、総理大臣以下、全閣僚に対して、直接文書を手渡して要請をしています。

同建議書提出から46年経った沖縄の現状から、『建議書』は、いまでも生きている沖縄の要求であるといえるのではないのでしょうか。

この度、『復帰措置に関する建議書』作成に直接携わった平良亀之助氏をお迎えし、講演会を開催します。

なお、講演会前に「届かなかった建議書」（琉球朝日放送提供2014年放送）他関連映像を上映します。

沖縄法政研究所 第40回講演会  
『建議書』は生きている — 沖縄の現状がその証 —

講師 平良 亀之助  
元琉球政府復帰対策室調査官  
元琉球新報記者

○司会 (石川朋子/沖縄法政研究所 研究支援助手)

皆さま、こんにちは。本日はお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。  
これより沖縄法政研究所第40回講演会を開催いたします。

講演会を始める前に、皆さんのお手元の資料を確認させていただきたいと思  
います。一つは今日ご講演いただく平良亀之助様の講演内容と参考資料を綴って  
おります。そして質問票とアンケートの記入用紙をお配りしております。

質疑応答については、講演終了後10分間の休憩後に行います。質問については  
質問票にご記入ください。スタッフまたは受付の回収箱に提出してください。多く  
のご質問に答えられるようにしたいと思っていますので、質問用紙に書いていた  
だいて、似たような質問であれば、まとめてお応えいただくという方法を取りたい  
と思います。

それから、本学主催の「8月13日米軍機墜落」関連行事のお知らせも配らせて  
いただいております。ご都合がございましたら、ぜひご参加いただきますようよろ  
しくお願いします。

申し遅れました、本日の司会進行を務めます沖縄法政研究所研究助手、特別研究  
員の石川朋子と申します。最後までお付き合いいただきますようよろしくお願  
いします。

そして、去年からご協力いただいております手話通訳は、一般社団法人沖縄県聴  
覚障害者協会、沖縄聴覚障害者情報センターの根間隆行様、長嶺峰子様、崎原千鶴  
様にご担当していただきます。よろしくお願いいたします。

では、皆さまへ当研究所所長の佐藤学からご挨拶を申し上げます。

#### ○佐藤 学

今日は暑い中、大勢の皆様にお越しいただきましてありがとうございます。ご承知のように台風のせいで当初の予定日程でできなくなりました。さらに、平良亀之助様には、本当は昨年講演会をお願いするはずが法政研究所のほうの事情で延びまして、また台風で延びてということで御迷惑をおかけしました。ようやく今日はこうやって無事に開会できることになりました。本当に貴重な歴史の証言をいただける機会です。皆さん、傾聴いたしましょう。休み時間等、先ほど申しましたように資料等がございますので、よろしかったらお手に取ってごらんください。では、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

(会場拍手)

#### ○司会 (石川)

講演を始める前に、講師の平良亀之助様が「建議書」に対してどのような思いを持っているのか、テレビで放送された映像を2本ご覧いただきたいと思います。1本目は琉球放送で放映された「届かなかった建議書」です。ではご覧ください。

(映像視聴)

ご覧いただいた番組、琉球朝日放送の「シリーズ5.15 届かなかった建議書」として、2014年5月13日に放送されたものです。続いて、2012年NHKBS1で放送された「沖縄が日本に選った日 1972.5.15」の平良亀之助様のインタビューを中心に編集いたしました映像をご覧いただきたいと思います。

この番組は、「復帰」をキーワードに、そのときにどういう思いであったのか、29人の方々にインタビューし、まとめられたものです。その時代というのは、沖縄の米軍基地からベトナムへと出兵する米兵士が多かったです。その兵士らが、クラブでお金を全額使って出ていったため、生計が成り立ったという証言もあります。また、学生時代に憲法の重要性を学び、日本復帰への運動に積極的に取り組んでいったという証言。ロックバンドのジョージ紫さん、そして佐渡山豊さんらも登場して

います。長い番組ですので、全部をお見せするのではなくて、今回の講師の平良亀之助様のインタビューを中心に、今日の講演会の内容に関連させ12分程度に私の方で編集しました。では、続いてご覧ください。

(映像視聴)

琉球朝日放送そしてNHK BS 1「沖縄が日本に還った日」の2つの番組をご覧いただきました。この『復帰措置に関する建議書』の作成において、いかに平良亀之助さんが重要なお方であったか、というのがおわかりになったと思います。本日はそのことについて皆さんと一緒に考えたくて閲覧コーナーも設けました。「復帰措置に関する建議書」全文を、沖縄県公文書館より許可をいただき、閲覧できるようにプリントアウトしております。講演会資料9ページに表紙と目次と「はじめに」を配布資料とさせていただきます(本誌P153-156)。「復帰措置に関する建議書」は、沖縄県立公文書館で閲覧することができます。

また、当研究所の紀要の創刊号から20号まで、最新号を展示しております。ぜひ手に取っていただきたいと思っています。そして、この6年間取り組んできた当研究所の講演会やシンポジウムのポスターを壁に掲示しております。その下には、その内容をまとめた所報を50部ほど準備していますので、もしお荷物にならなければお持ち帰りいただきたいと思っています。6年間毎回、皆さんがどのぐらい集まっていたのかという心配をしながら開催してきました。さらに今回は台風ということでかなり心配をしましたが、研究支援課長の徳原課長を初め、職員がサポートして下さり本日を迎えることができました。6年間、お忙しい中、当研究所の講演会に足を運んでくださったことに深く感謝申し上げます。

せっかくの映像後に、前置きが長くなってしまい申し訳ございません。予定より講演会開始が10分ほど早いですが、平良亀之助様にご登壇いただきたいと思えます。ご準備よろしいでしょうか。では拍手でお迎えをお願いします。

(会場拍手)

## 講演会開始

### ○平良亀之助

#### 悲願の日本復帰に何故建議書が

こんにちは。これは私の名前です。(演台に貼られたのを指して) よろしくお願ひします。冒頭でお断りしなければならないのですが、私は研究職とか、教職という経歴はございませんので、こういう大学の演壇から講演するという柄ではありませんが、しかし沖縄の現状を見るにつけ、どうしてもあのこと、これは後に出てきますが、我々の意見・要望が結集された建議書というものが日本政府によって門前払いされ、現下の沖縄県は、二度目の沖縄県だが、日本によって、ここに住む住民の意思・意向というものが入っていない、形だけの沖縄県ということもできる。そういう、あの建議書にかかわった者として、本大学の研究所の方からこのタイトルでの講演依頼があったときに、私はこれはやるべきだと自分に言い聞かせました。

建議書というのは、正式には「復帰措置に関する建議書」です。1972年5月15日に日本に復帰した後、25年、30年の節目の5月15日ごろになると、私のところにマスコミが取材に来て、報道・放映してくれました。その中の2つを石川さんが取り上げてお見せしてあるんですけども、復帰後、何年かはマスメディアも随分関心がありましたが、ここへ来てもう建議書の話もだんだん出てこなくなった。やっぱりもう色褪せてきたのかなという思いもしますが、それは絶対に忘れちゃいかんことだと僕は思います。つまり、我々は日本に復帰するということが悲願・熱願であったわけです。であるのに、日米首脳会談で復帰が決められた後、日が経つにつれて復帰の中身が怪しいぞというふうなことになるって、とうとう建議書に至るわけです。念の為、建議書というものを聞いたことがある、あるいは認識がある方々、ちょっと挙手を。

ああ、結構いらっしゃいますね。やはりみんなご年配の方、戦前の方でしょうか。それじゃあ、まあ、話がしやすい。しかし若い方で知らなくても、私はお答めはしません。それは、やっぱり時代の経過もありますから。

ところで、台風のために2週間延びましたよね、先月から。その間、暇ができたものだから、念のため、入りの部分だけ少し走り書きしてみました。そして読み返したら、しゃべるよりは、このほうが聞いてくださる方々にいいかなと思って書い

てありますので、ちょっと読ませてください。

建議するというのは、一般的に言えば官庁や上司に意見や要望を申し出ることであり、いわば物申すことであって、これを文書で行うものが建議書であります。46年前の1972年5月15日の日本復帰は、琉球住民にとっては悲願であり、考えの左右を超えての統一目標として運動が展開されてきました。私も熱烈に復帰運動に身を投じてきた一人です。であるのに、いざ復帰が実現されることになると、なぜ琉球側から日本政府に対し、復帰の中身について物申すといった建議書を突き付ける行為に出たのでしょうか。結論を先に言うと、日本政府が進めてきた復帰施策は琉球の意見・要望に何ら配慮もされないまま強行されようとしたからであります。ところが、この建議書は日本政府によって門前払いされ、あの72年5月15日の沖縄の日本復帰は、琉球住民の意見と要望は反映されないままに押しつけられたものであります。その門前払いの経緯を振り返りますと、1971年11月17日、沖縄国会と銘打った臨時国会で、衆議院沖縄返還協定特別委員会で沖縄の復帰に関する返還協定並びに復帰に関する法案の審議の真最中でありました。琉球政府の屋良主席は、その建議書を携えて、先ほどの画面にもありましたが、繰り返しになりますけれども、我慢して聞いてください。

羽田空港に着いたのは午後3時15分ごろ。ほぼ同時刻ごろ、衆議院沖縄返還協定特別委員会では、沖縄に関する返還協定や関連法案の審議の最中でありました。その中で、自民党議員から突如、緊急動議が出されて審議が打ち切れ、自民党による多数決で沖縄返還に伴う協定や関連法案は強行採決されました。ということで、屋良主席が思いを込めて日本政府に対する要望や意見を盛り込んだ建議書が、日本政府に受け入れられなかったのであります。いわゆる門前払いされて、何らの意思表示もできなかったのであります。しかし、屋良主席は気を取り直して、翌日衆参両院議長、総理大臣ほか全閣僚にこの建議書を提出して、これに盛り込んだ沖縄の要望・意見に沿って復帰措置をしてくださいという強い要求をしております。それから琉球政府は復帰して沖縄県になり、初代屋良知事から現翁長知事まで7人が受け継いできましたが、その間、誰一人としてあの建議書を取り下げるとの意思表示をしておりません。したがって、屋良主席が日本政府に提出した「復帰措置に関する建議書」は手続き上、有効だと私は思っております。

### 建議書は有効であり今も通用

その建議書はどういうものかという、これが実物です。皆さんの手元には目次と前文だけですが、これは屋良主席自らしたためたものですが、コピーされたのが配られていると思います。その中身は、基本的要求と具体的要求になっています。具体的要求というのは、生活あるいは医療、福祉、環境といった身近な問題、つまり長年にわたって琉球政府に馴染んだものを復帰だからといって、すぐ日本政府の中に適用されると、やはりいろいろ不都合があるということについて経過規程を設けて、移行することを要求したものが殆ど解消されました。ただし、「建議書」の中の基本的要求というのはそうはいきません。つまり、基本的要求というのは復帰後、米軍基地あるいは自衛隊基地をどうするのかという、一番沖縄が背負っている大きな問題。これについては反対を盛り込んだものです。しかし、46年経った今、先ほどの画像にもありましたけれども、あれは今から4、5年前だが変わったのは一つありません。ですから、この建議書で述べられている基本的要求は、今でも日本政府に突きつけることができるのです。私は、これが通用しない沖縄であって、くれることを望んでいるのですが、どうもそうはいかない。それどころか、この建議書を作成して突きつけたころと比べ、さらに基地問題は悪化して、質的にも量的にも沖縄にかぶさっている。実例を申し上げますと、これをつくったころは普天間基地にオスプレイの強硬駐留もありませんでした。辺野古基地の強行、高江のオスプレイパッド、これもなかった。そして、あまり僕は知らないが、あの当時の嘉手納基地の戦闘機や装備は、もう話にならないぐらい。あのころの戦闘機は全部、新兵器に変わりました。そしてその他の装備も、核を打ち落とすんだという、ものすごい装備に変わって、中東やその他で何かあれば、確実に嘉手納から発進されている事実。そういうことなどを含めれば、この建議書はそのまま、そして今言った悪質な変わり方をしたのものも追加して日本政府に突きつけても十分通用するものだと思っております。ですから、建議書を何らの配慮もせずに、ただの厄介者あるいは敵視さえて無視した日本政府を無罪放免にするわけにはいかない、というのが私の日本復帰運動状況から、あるいは復帰措置に関する建議書、そして今に至る日本政府の対沖縄への姿勢に対する見方であります。

### 魂をこめた建議書は門前払い

その建議書に何が盛り込まれているか。手元の資料に前文のコピーがあると思いますが、それに屋良朝苗主席が強調されている一部分をちょっと読ませていただきます。「はじめに」というのは、屋良主席がしたためられた文章ですが、いわゆる沖縄の苦難の道をずっと述べてから、中間ぐらいに、「県民が復帰を願った心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していたからに外なりません」と述べて、そして「復帰に当たっては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和な島としての復帰を強く望んでおります」と。これは今でも通用しますよね。そして「沖縄の復帰は基地の現状を堅持し、さらに、自衛隊の配備が前提となっているとのことであります」。「これは県民意志と大きくくい違い、国益の名においてしわ寄せされる沖縄基地の実態であります」と明記してあります。更に、「従来の沖縄は余りにも国家権力や基地権力の犠牲となり手段となって利用され過ぎてきました。復帰という歴史の一大転換機にあたって、このような地位からも沖縄は脱却していかなければなりません。したがって政府におかれても、国会におかれてもそのような次元から沖縄問題をとらえて、返還協定や関連諸法案を慎重に検討していただくよう要望するものであります」と訴えています。そして結びに「日米共同声明に基礎をおく沖縄の返還協定、そして沖縄の復帰準備として閣議決定されている復帰対策要綱の一部、国内関連法案等には前記のような県民の要求が十分に反映されていない憾みがあります。そこで私は、沖縄問題の重大な段階において、将来の歴史に悔いを残さないため、また歴史の証言者として、沖縄県民の要求や考え方等をここに集約し、県民を代表して、あえて建議するものであります」と前文を結んであります。今現在でも、この心情はそのまま日本政府に対して通用するでしょう。46年経ってなおですよ。ですから私が、この建議書は十分有効で、そのまま日本政府に、今の時点でも突きつけていいものだと思っているわけです。それから基本的要求、これは基地の対応をはじめ、行政機関、あるいは裁判所という、要するに公的機関のものに対する、物申す内容ですが、基地対応以外はほとんど46年経てヤマトウと一緒に状況になっており、さして問題もないので、この場では基本的要求の中の返還協定について、どういうことをこの建議書に盛り付けられたのかを知っておく必要があるかと思しますので、読ませてください。



「終戦以来、沖縄県民は、本土に復帰する日のあることを固く信じ、あらゆる困難を克服しながら本土復帰を要求し続けてまいりました。そして26ヶ年にわたる異民族支配の下で身をもって体験した幾多の苦難と試練をとうして県民が最終的に到達した復帰のあり方は、平和憲法の下で日本国民としての諸権利を完全に回復することのできる即時無条件かつ全面返還であります。また、これまでたえず軍事的に利用され、悲惨な沖縄戦をも体験した県民は、再びこのような状態に自らを置くようなことがあってはならない」とまず切り込んでいます。そして、「沖縄県民は、日米共同声明ならびに沖縄返還協定の内容には、けっして満足しているものではなく、現在、県民の間には次の諸点について強い疑惑、不安、不満が抱かれているのであります」というふうに分分析しております。核についても、核抜きというのは、復帰の時に一時的に見せかけとして、いわゆる核の扱いに合意したようですが、その辺も見抜いて、『核抜き』というのは決して一時的なものであってはならず、ぜひとも永久に撤去すべきものであり、できうる限り基地そのものをなくしてもらいたいというのが、沖縄県民の真の要求であることをご理解いただきたいのであります」と。そして、結びになるわけですが、「わたくしは、さきに、新生沖縄県の基本的理念の一つは、沖縄が二度と再び軍事的手段に利用されるようなことがあってはならないこと、したがって沖縄県民の要求する復帰対策の基本もすべての戦争及びこれにつながる一切の政策に反対し、沖縄を含むアジア全域の平和を維持することにあることを掲げてきました。そして、沖縄県民の要求する最終的な復帰のあり方は、県民が日本国憲法の下において日本国民としての権利を完全に享受することのできるような「無条件且つ全面的返還」でなければならないことを繰り返し述べてきました。しかるに、この協定の内容は、明らかに沖縄県民のこれらの理念や要求に反するものであります。ここで、わたくしは、日本政府当局及び国会議員各位がこれらの諸点に対する沖縄県民の心情を率直に理解され、単に問題を党派的立場で議論するのではなく、沖縄県民の将来の運命がこれらの議論の成り行きいかんにかかっていることに、留意され慎重の上にも慎重を重ねてご検討いただき、沖縄県民の疑惑、不安、不満を完全に解消させて下さることを強く要請するものであります」と結んであります。このような建議書を、先ほどちょっと触れましたが、門前払いして、全くアウトの状態にしたのです。

## 復帰対策はすべて日本政府ベースで

そのような顛末になったのを振り返ってみますと、またさかのぼるのですが、1969年11月22日、これは佐藤・ニクソン会談ともいわれましたが、ここで初めて沖縄の日本への返還、いわゆる日本復帰について合意したわけです。期日はまだ定かではありませんでしたが、これを受けて、琉球政府も復帰対策の業務窓口を設けなければならないということで復帰対策室の設置に踏み込むわけです。ここからはちょっと私的なことにもなりますが、建議書とのかかわりになるので申し上げますと、私は琉球新報の記者をやっていましたが、都合で社を辞めたばかりでした。そこへ琉球政府のナンバー2の方から、「復帰対策室を新しく設けるので、君も手伝ってくれないか」と声がかかりました。私が新聞記者をやっているときは、外から沖縄の一大転換期の歴史的なことに、世論形成の面でかかわっているという誇りをもって仕事をやっていましたが、残念ながら新聞社を出る羽目になってしまっているところに琉球政府のほうから声がかかったものですから、これは私にとっては、今度は復帰の中身に直接かかわらせてもらうなら、これ以上のことをはしないということでそれに応じて、琉球政府の役人になったわけです。それで復帰対策室の業務に当たるわけですが、私が採用されたときには3名しかおらず、復帰対策室の業務体制の整備をはじめたところでした。そこへ、一週間ぐらいたった頃、日本政府から具体的に書式まで指定して、いついつまでに出せという資料の提出を求めてきました。これを見ると、日本政府のほうはあの佐藤・ニクソン会談の時点でもう復帰は既成事実として各省庁に指令が行っていたかもしれないと思うぐらい、もうほとんど事務的処理を押し付けてくるんです。ところが3人で対応できるものではない。復帰対策室は正式にまだスタートしていません。そのような状況なのに、なぜそんな細かいことを言うかというと、復帰対策は全てが日本政府ベースに巻き込まれていたということを知ってもらうためです。ともあれ、復帰対策業務はスタートした。正式には69年の10月に入って、企画局に復帰対策室を位置付けて、7人の参事官、課長級は1人、係長級の調査官が1人の参事官に3人ずつついて、業務に当たりました。私は教育文化を担当しましたが、農林水産とかあるいは通産、法政業務、厚生労働とかいろいろありますよね。各班で、それぞれの関連する団体に通知を出して、復帰に臨んでの要望・意見を出してもらって、それぞれの団体と調整しながら、

大急ぎで日本政府に対して、文書にして出した。日本政府はこれを受けて琉球政府と調整したうえで、第一次、第二次、第三次に分けて復帰対策要綱に仕上げた。これが実際の作業過程になるわけですが、そういうことをやって、私を含めた調査官はものすごいハードでありながらも、沖縄のために、住民のためにという何か、忙しくて一人一人がみんな誇りを持ってやっていました。そして、復帰対策室では復帰業務は室全体の会議で進めるということで実務の調査官たちが誇りを持って、我々の意見も復帰に盛り込まれるのだとあって、ものすごく頑張った。自分がその中にいたから言うわけではないが、みんな本当に誇りを持ってやりました。ところが、一旦そういう要求その他が日本政府に上げられてからは会議に一切呼ばれない。復帰の方向がもうどうなっているのかもわからない。それで後日の自己弁護にもなるかと思って、復帰の流れの移り変わりを、これ「復帰対策の裏街道」と題したノートにずっと記録してきました。それでも事はどんどん進んでいく。同時にですね、行政主席の諮問機関として復帰対策県民会議というのが設けられた。これは47人の、いわゆる沖縄の県下と言っていいのか、まだ県になっていないが、便宜上、そう言わせてください。要するに県下のあらゆる団体の代表で復帰対策県民会議は構成され、行政主席の諮問機関として設けられたものです。県民会議の皆さんも最初のころは頑張るんです。ところが来るもの、来るもの全部日本政府に都合のいい、日本政府が応ずるようなものしか諮問はされて来ない。それで何人かの委員が、屋良さんを支えて当選させた団体の皆さんが直接屋良主席に会って、どうして復帰後の重要な課題となる基地問題とかそういったものが、諮問にかけられずに、日本政府がそのまま進めていくであろうものばかり。そして我々はいつの間にかその追認機関にされてしまっているのではないかというふうなことで、屋良主席に直談判ではないんだが、みんな屋良先生の支持者なものだから、談判にはならないが、しかしかなりきついことを言って要望はしています。それも全く埒が明かずに、そうこうしているうちに、「あれはどうなっている？ これはどうなっている？」と。肝心の屋良主席の与党である立法院の皆さんにも全く情報が入らない。それで時折僕なんか「あれはどうなっているんだ？」と聞かれても、「いや、わかりません。」全てこういうふうな状態になってですね、それでおひぎ元の官公労（琉球政府官公庁労働組合）の皆さんもどうしていいかわからない。そこで私も含めて行政府内に

行政研究会というものをつくって、屋良さんにはあの主席公選時の即時無条件全面返還のスローガンのもとの公約の実現を図るように進言したりもしたが、行政の中ではそういう色は全く出てこない。そこでみんな「屋良カラーを出せ、屋良カラーはどうなっているか」という声が出てきました。私を含めた行政研究会も行政内部ですから、ときには中から支えなければいかんということで口頭で進言したり、それから文書で進言もやりました。それで官公労は10月国会、それは沖縄国会と銘打たれたもの、1971年10月16日から開かれるものだから10月国会と当時は言っていました、その日本政府への動きはどうなっているんだと右往左往しているときでした。

#### 政府の復帰措置を総点検 建議書へ

偶然ですが、復帰対策室にいた私が電話を使おうと思って、庶務係に立ち寄ると一人の職員が妙な仕草で机の上の資料においかぶさった。それは親鳥がひなを外敵から守るような、あれをちょっと想像すれば分かりやすい。その仕草を見て僕はカマをかけて、「あっ、もう来ているのか」と言ったら、彼は「さすが元新聞記者」と言って、僕を上目遣いで見た。その資料こそ復帰後の沖縄のルールとなる沖縄返還協定と復帰措置に関する関連法案であった。それは1971年9月30日のことで、ゆうな荘に官公労の現役の活動家、OB、行政研究会のメンバーが集まって、これからの沖縄国会に向けた闘争に向けて、何かやれるんじゃないかということ話し合ったが、誰も情報を持っていないものだから、みんなあまり冴えない。それ故、積極的な発言もない。そこへ今日の昼にあったことを私はみんなの前で、「沖縄を成敗する法案も返還協定も、復帰対策室に届いているよ」と言ったら、皆、目を丸くしました。さあ、それをどうするか。そこで僕は「国会へ出されているものの中身もわからないで、僕らは何ができるか」と言ったら、「そうだ」ということで、そこでみんなが一致したのは、「その物を副知事の職権で復帰対策室から取り寄せて我々に見せてくれというのはどうか」と言ったら、皆が「それだ」と声を上げた。また、その時はそういうことが言いやすい状況にもあった。これもちょっと横道に逸れますが、当時の総務局長が人事問題で退任に追い込まれ、その時の副主席が、「俺も責任をとる」ということで一緒に辞めた。その後任の副主席が革新共闘の顧問弁護

団の一人でもありましたので、官公労としても同志であり、気脈通ずる方でありました。官公労の委員長はその晩、電話をかけて、「亀之助が物は復帰対策室に来ていっているけど、念の為、復帰対策室長に問い合わせ、できればその本物を我々のほうに見せて欲しい」とお願いした。そして副主席が室長に問い合わせたら「来ています」と。「ただし、極秘文書です」という。それで職権、職務の流れですから、副主席のところに物を差し出された。副主席はぱっと見たら、「これはえらいことだ」ということで僕らに見せるのを逡巡して、すぐには動かない。催促したら「それじゃあ」ということで行政研究会、私もその中にいましたが、「それじゃ君たちでチェックしてみろ」ということで、そのものを僕らは見せられました。そして何人かで手分けして見ると、このままの復帰が断行されたら沖縄の未来に希望はないという結論を僕は確認して、このことを口頭で副主席に伝えました。そうしたら副主席は、そのことを主席に伝えて、二人の間で、とにかくその中身を総点検してみようではないかということになり、そこで正式に、復帰措置総点検プロジェクトチームが設置され、作業に入った。各局から2、3人ずつ、そして27人のプロジェクトチームのメンバーが指名された。その上、外部からも起用され沖縄教職員会の活動家や県労協の活動家の何人かと、若手の有能な弁護士と大学の研究者らにも正式に辞令を交付して、プロジェクトチームに加わってもらって作業を始めます。もう時間もない、待たなし。そういうふうな状態で、今は無いような荘と八汐荘にそれぞれ泊まり込みで、徹夜状態でそれぞれの班に、分かれてみんな首っ引きでその返還協定、それからの関連措置法案の問題点を全部洗い出して、屋良主席のもとに上申と申しますかね、提出しました。ところがあの頃はパソコンなどが無い時代ですから、もう殴り書きという状態で、屋良さんのところに積み上げられたら屋良さんもびっくりして、もうほんとに腰抜かすぐらいのびっくりだったそうです。それでどうするかということで屋良さんは、気心の通じた大学の先生方と、弁護士の何人かを主席公舎に招いて、それこそ我々が上申したそのものを再チェックしてまとめあげた。それを見た屋良さん、これはちょっと横道に逸れるのだが、山中貞則という鹿児島出身の代議士がおりまして、あの人が総務長官でこれの窓口だったんです。屋良さんは眉間にしわを寄せて「山中先生はびっくりしないかな」と言いながら、屋良さん流のいろいろなチェックをして、まとめ上がったのがこの

建議書の前文です。ところが、プロジェクトチームが主席に上申してからの対処が鈍く、チームの面々もふてくされてね、もうほんとに今じゃあ耳に入れるのを憚るほどの悪口を言って、いわば不信感みたいなぎりぎりのところまで来たこともありました。しかし、何とかこぎつけて復帰半年前の1971年11月17日、何とかもう、あと2、3日したらその臨時国会も閉幕というぎりぎりのところでした。

### 建議書は門前払い沖縄の声無視の復帰措置

さっき少し触れましたように、「屋良さんが変なものを持ってくるそうだよ」と。沖縄には日本政府の沖縄北方対策庁の沖縄事務所がありましたから、そこから当然にして情報が行くわけです。それが午後の3時15分ごろ、屋良さん一行がこの建議書を携えて羽田空港でタラップを降りたのが午後3時15分頃ごろ。ちょうどその同時刻ごろ、衆議院沖縄返還協定特別委員会は返還協定と復帰関連措置法案の審議真っ最中。そこで自民党から突然に緊急動議が出されて、審議打ち切り、そして強行採決。先ほど画像にも少し出ていましたね。これを見て、どうしても見逃してはならないことがあります。

皆さん、国政参加選挙というのはおわかりですよ。若い人たちにはわからないかもしれないが、沖縄はまだ復帰していない、アメリカの施政権下にあるのに、衆議院5人、参議院2人、沖縄の国政参加選挙と銘打って、復帰の1年半前の1970年11月15日に日本の選挙法を曲げてまで国会議員の選挙を行った。それを適用する選挙法がないので、琉球政府の選挙法で選挙が行われ、衆議院5人、参議院2人の沖縄代表が日本の国会議員と同資格の議員として配置されたわけです。それには、その前に琉球立法院は、どうせ日本に還るのだから、国会に代表を送ってもいいのではないかということで要請決議をしたが、日本政府はその都度、歯牙にもかけない状態で全然相手にしなかった。なのに、あの1969年11月22日の佐藤・ニクソン会談で沖縄の復帰が決まるや、今度は逆に日本政府のほうから選挙法を曲げてまでも、沖縄代表を国会に置くことに、前向きになった。これには私もそうだが、大抵の人は「アリバイ作りだ」といぶかった。つまり、いかに日本政府は米国と闇取引をし、密約で復帰を進めてきたか、それはいずれはばれるから、そのときにクレームがついたり、いろんな意見が出たりした場合には、沖縄の代表もいると

ここで決めたんだ、というアリバイ作りだろう、とまで言われたのが、国政参加選挙。それが、復帰2年前の1970年5月、沖縄だけで国政参加選挙が行われて、衆議院5人、参議院2人が国会議員になった。ところがそのアリバイ作りさえ演出できなかったのが前記の屋良主席の建議書が門前払いされた事実だった。ところが、その委員会にはあの国政参加選挙で選ばれた瀬長亀次郎さん（沖縄人民党）、安里積千代さん（沖縄社会大衆党）が通告質問も出して、順番待ちをしていたのです。にもかかわらずそれを打ち切って、沖縄代表であるというそのアリバイ作りさえもがもう配慮できないぐらいに追い詰められていたのか。あるいはどこからか大きな指令が下って、あの建議書だけは受け取るなという何かの指示が飛んでいたのか。あのお二人の土着の意見・要望を全部無視して、また封じて門前払いをした、この事実だけは絶対忘れてはいけません。しかし繰り返しますが、この建議書の中身はびくともしないぐらい、僕は今でも十分通用するものだと思っています。ほんとは沖縄にとっては通用しない状況の方が良いのだが、残念ながら今の沖縄の状況は46年前と何も変わっていない。変わっていないどころか、オスプレイ、辺野古、高江、そして嘉手納基地の装備の強化、そういったものなどを含めるとこれこそ、建議書は生きていると思わなければなりません。私だけがそういうのかと思われては困るから申します。『世替わり裏面史—証言に見る沖縄復帰の記録』（昭和58年）、これは琉球新報が長期にわたって連載をしたものを本にしてあるものです。その中に建議書という題で、かなりのページを割いてあります。その中の2人だけの見解をちょっと読ませていただきます。一人は先ほど申し上げました副知事、宮里松正さん。この方は、自民党の代議士として国会議員も務められた方です。

この建議書の内容に沿って是正措置を求めていきますよ、ということなんです。基地の在り方については、将来もこのままではいけません、承認できません、なぜ沖縄だけにそんなに基地を置くのか、そういうことを訴えたもので、その意味では建議書は歴史的なものなんです。そうです、現在もこれからも、要求していくということなんです。（p282）

松正さんもそう言っています。これからもうひとりは、この方も革新共闘弁護団

の一人、金城睦さん、この方も亡くなりました。彼の発言は、

　　いってみれば建議書は琉球政府の憲法みたいなもので、常にそれに沿って行政運営がなされないといけない。”歴史の証言”としてあるだけでは…。われわれはあれを本当に実現しようと思って作ったのですから。建議書は、今でも沖縄の基本的主張だ。国会に間に合わなかったからといってボツにはなってはいないんだから。少なくとも最初の公選琉球政府主席の名で出されたものであり、沖縄の要求する基本的なものを今も表している。(p282-283)

　　私だけが有効だ、有効だと言っているのではなくて、こういう人たちもしっかりと建議書は、ずっと日本政府に対する意見として問い詰めるべきだ、という思いを残している。だから門前払いされたから「はい、そうですか」という代物ではないと思います。これに書き込まれた意志というもの、これは今は辺野古や高江、嘉手納の武装強化、そういうものなど…。いや、その前に一番大事な人権問題、婦女暴行のような、基地から派生するいろんな人権問題、そういったものはあの46年前と何が変わっていますか。何も変わらない。もっと悪化、悪質化しているという現実を我々は見つめれば、やはり日本政府の対決姿勢を追及していくべきだと思います。

　　予定時間は余り無いが、私が密約々々と言ったのは、あの沖縄の復帰の3カ月ぐらい前、1972年の2月頃でした。毎日新聞の西山太吉記者が、沖縄の復帰に関する日米間の密約をすっぱ抜いたことに基づくものです。それは土地や財産の復元補償を、全部米国政府が負担したという内容のものだが、しかし事実は全額日本政府が負担したというものです。

　　ただ、すっぱ抜いたものを明らかにした手法については若干問題があったのですが、事実は事実です。ところが、文書を手渡した外務省の女性事務官は、国家公務員法による守秘義務違反に問われ、西山記者も唆した罪に問われて、二人とも有罪判決を受けて、職も失った。

　　しかし、その後、公開されたアメリカの公文書により、沖縄の施政権返還に伴う密約の実態が明らかになったが、外務省は依然としてシラを切り通して、密約は無



かったと言い続けている。日本政府が何と言おうが、復帰後の沖縄の実態が全てであります。そうであるから、あの沖縄国会と銘打って開かれた国会で、沖縄の復帰問題に特定した事を審議中に、沖縄からの建議書ごときに邪魔されてはいかん、ということで、沖縄の最後の意見・要望を盛り込んだ「建議書」を門前払いするしか手はなかったのだろう。そのような無茶な手順を経て、我々は明治12年(1879年)の琉球処分(併合)に次いで、二度目の「沖縄県」が当てがわれたのであります。

ただ、そのことを我々が無闇に言い募ることはないが、時には本義を正して、ウチナーンチュの本心を込めて、日本政府に正々堂々と主張し続けなければならない。だがこれを受けて、今の日本政府がアメリカに対し、何らかのアクションを起こすことは、全く望めない。今の辺野古、高江、嘉手納の状況を見たら、アメリカの前では日本政府の存在さえ疑わしい。従って、沖縄からの建議書に対応していたら、それはそれだけではすまなくなる、との思いだけが先行したのでしょう。

つまりアメリカの野望である、太平洋におけるヘゲモニーの拠点としての沖縄基地が維持できなくなると。だからアメリカは日本政府にもものすごい圧力をかけて、敗戦国民のお前たちはアメリカの言うことを聞けという、それが安保条約の中身であります。私は確実な資料は持っていませんが、いろいろな流れ、いろいろな人の話、そして私の思いを込めたらそういうことになるわけです。したがって建議書は生きている。沖縄の今の現状がその証だというタイトルで、大急ぎでその話をしています。時間も来たようですので、このあたりで締めますが、ご静聴ありがとうございます。

(会場拍手)

○司会(石川)

ありがとうございます。これより休憩後の16時20分に再開します。再開まで時間がありますので、先ほど紹介しました閲覧コーナーの資料等をご覧くださいお時間を過ごしていただければと思います。よろしくお祈りします。

～ 休 憩 ～

沖縄国際大学沖縄法政研究所 第40回講演会

# 『建議書』は生きている

— 沖縄の現状がその証 —

『復帰措置に関する建議書』をご存知でしょうか。  
 日本復帰が具体的に進むなか、日本政府の復帰措置の申身は沖縄県民の要求を充分に反映するものではありませんでした。  
 『復帰措置に関する建議書』は、琉球政府が日本復帰に際して沖縄県民の声を日本政府と返還協定批准国会（沖縄国会）に「届す」ために、作成された建議書で、復帰についての県民要求や考え方が集約されたものです。  
 当時の平良伊翁主席は、同建議書を携えて上京し、政府に要請しようとしたその日の沖縄国会で、沖縄及返還協定並びに復帰関連法が強行採決され、政府立案には反映されませんでした。しかし、実際には平良主席は衆・参両議長だけでなく、総理大臣閣下、全閣僚に対して、直接文書を手渡しして要請をしています。  
 同建議書提出から60年経った沖縄の現状から、『建議書』は、いまでも生きている沖縄の要求であるといえるのではないでしょうか。  
 この夜、『復帰措置に関する建議書』作成に直接関わった平良龜之助氏をお迎えし、講演会を開催します。多くの方にご参加いただきますようご案内申し上げます。



講師 **平良 亀之助**  
 元琉球政府復帰対策室長兼書記  
 元復帰特命顧問



2018年 **8月4日** **土**  
 14:30 ~ 17:00 手話通訳(予定)  
 沖縄国際大学3号館 2階203教室

**強行採決の瞬間**  
復帰特命顧問兼復帰対策室長平良伊翁(右)が、1972年5月15日、国会で強行採決された復帰法に反対し、議場を退席した。復帰特命 1972年11月11日撮影

主催 沖縄国際大学 沖縄法政研究所  
 (問い合わせ) 沖縄国際大学 沖縄法政研究所  
 電話 098-893-7967 又は 098-892-1111(代表)

協賛(一部費用負担)  
 琉球大学法政研究所 協賛 2018年7月27日 沖縄県立図書館  
 琉球大学法政研究所 協賛 2018年7月27日 琉球大学  
 (印刷協力) 九州印刷社(11月11日現在) 印刷協力



－ 質 疑 応 答 －

○司会（石川）

ご協力いただきありがとうございます。大変多くのご質問をいただきました。質問者へマイクをお渡しするのではなく私のほうで質問を読み上げ、お応えいただくという方法をとらせてください。

質問に入る前に、沖縄県公文書館の資料閲覧方法について、質問表に記載がありましたので、ご紹介いたします。沖縄県公文書館ホームページにアクセスしていただくと、資料の閲覧、写真利用等が可能です。本講演会のポスターで使用した1960年代の写真も沖縄県公文書館から借用しました。ぜひ沖縄県公文書館をご活用いただければなと思っています。では質疑応答を初めていきます。

Aさんからの質問です。建議書は生きている、そのとおりだと思います。そしてますます日米の強力な力は、安倍政権によって有無を言わず進められている。沖縄のこれからの闘いの展望はどのように作り出していけばいいのでしょうか。

○平良亀之助

先ほど結論の部分で大急ぎで話をしましたとおりで、どっちかというと建議書は門前払いされたからもう無意味だというふうな声があるやに聞きます。しかし、それは蹴ったほうが正しいのか。蹴られたほうが正しいのか、その問題ではないでしょうか。私は建議書に盛られた琉球政府のその中身は、絶対に正当だと思い続けています。つまり、秘密、秘密、密約で積み上げられたものの上に真実はないわけです。ですから、建議書を一切、もう1ページたりとも入れるなという厳命がどこから出ているわけです。これは日米共同声明に携わった人たちの絶対意見だと思います。復帰対策室にいたとはいえ、我々は全く情報から途絶えられていましたので、それ以上のことはわかりませんが、想像する権利はあるわけです。今とあの当時と、その中間のアメリカ公文書館などを全部結び付けていけば、琉球政府が日本政府に突き付けた意見・要望は絶対に正当だったと今も思っています。それを守らないからこそ辺野古があり、高江があり、嘉手納基地の強化、オスプレイの強行配備ができる。日・米トップからすれば、密約でことを進めてきたからこれができたんだと言えるでしょう。沖縄側の意向も聞きながらでは絶対にできなかったということを、彼ら

なりの、今でもそれを前提にしてことを進めていると思います。ですから、やはり我々は、正当であったものが蹴られたからといって、簡単に引き下がるわけにはいかないというのが私の持論であり、大方も大体そういうふうな意見を持っていると思いますので、もう一度あの建議書の精神を思い返して、機会があればいつでも日本政府に突き付けていく姿勢は持ち続けたいと思います。

そしてもう一つ大事なことは、今、辺野古に象徴されているように、アメリカの野望のもとに進められているということです。お手元の資料に私の論壇の一つ、「なぜ辺野古移設なのか」がありますので、ぜひ目を通してください。アメリカの野望のもとに進められているということです。ペリー提督以来の、太平洋におけるヘゲモニー、覇権といいますが、アメリカの野望は1ミリも変わっていないんですね。もう少し触れますと1965年ごろ、アメリカの海軍のマスタープランに辺野古を中心にした沖縄における米軍基地の構想が、図面入りで公表されました。それによると、辺野古を拠点にキャンプ・シュワブやハンセンの演習地、それに大浦湾には276メートルでしたかな、その棧橋、これは何に該当するかといったら、あの大型揚陸艦。大量の物資を運んで上げ下ろしする、あの長さがちょうど270メートルぐらいだそうです。これは真喜志好一さん（建築家・「SACO合意を究明する県民会議」）の持論でもあり、彼が資料をすっぱ抜いて琉球新報に記事として出したことがあります。ということでですね、これはあのペリー時代にアメリカがあつた黒船（軍艦）を寄せて何とか日本をこじ開けようとしたが、船の水や食料が続かず、本国へ引っ返そうと考えたが、琉球に立ち寄って水を補給したり、食料を積んだり、そして再度浦賀に向かって日本に開国を迫る。何回かやっているんですね。そのペリーの記録の中に琉球の位置づけがしっかりと書きとめられている。そのことが日本にらみをきかすには琉球にアメリカのベース基地を置いて、いつでも監視し、米国の指揮下に置くという構想である。そのことを認める発言をしたのが、スタックボール元在沖米四軍地域調整官です。このスタックボールさん、四軍調整官を退任してアメリカへ戻る前に、アメリカの有力紙の記者に「沖縄の米軍基地は今後とも必要か」と聞かれて「必要」だと答え、何故かとの質問に「それは日本に対するピンのふたの役割を果たすから」と言い放った。瓶のふたとは、いみじくも言ったものです。瓶に日本の軍部を入れておいてふたをして、必要なときにはふたを開け

て使う。これが集团的自衛権に今誘い込んでいる。つまり、琉球に米軍基地があれば、日本の軍事や関連するものを全部いつでも監視下に置けるといふ、そういう野望があつたマスタープランにあつた。だが、朝鮮戦争やベトナム戦争で多額の戦費を使い、若者は殺され、それに対してアメリカの世論が高まり。その上、また琉球列島に新たなプランということでメディアの批判と世論の高まりによってマスタープランは棚上げしてあつたんですよ。ところが沖縄が日本に復帰したらあの安保条約、それから地位協定で日本政府がアメリカの基地を提供することになる。そして米軍基地にまつわるすべての経費を日本政府が負担する。つまり、アメリカはイチャンダ（只で）、びた一文出さずにペリー以来の野望が、琉球列島に基地を置くことで完成することになる。それを今、日本政府が金を出して、辺野古に一大拠点をつくらうとしているわけです。非常に厄介なんですよ、この辺の問題は。日本政府のようなアメリカの使い走りになんか、僕らは要請、あるいは抗議ができないというのは非常に悲しい。本体はアメリカだということをよく認識していただきたい。ただいまの質問に、答えになつたかどうかはわかりませんが、そういうことです。

#### ○司会（石川）

ありがとうございます。Bさんからの質問です。講演の中でお話がありました瀬長さん、そして安里さんが国会での質問ができなくて強行採決に至つたわけですが、そのときの瀬長さん、安里さんの質問というのが建議書の内容であつたのかどうかというのは、平良さんご自身、ご存じでしょうか。

#### ○平良亀之助

瀬長さん、安里さんがどういう質問をするはずだったかは、私は資料として見ていません。しかし、お二人とも土着、沖縄社大党も沖縄人民党も、はっきり言って沖縄の視点からしか物を見ないということですから、恐らくかなりきつい、つまり基地撤退が中心になつて、恐らく質問はなさつていたでしょう、質問に立つたら。これは私の想像ですが、必ずしも外れているとは思いません。人民党や社大党の活動は、地元で私は掌握してましたから。この程度にさせてください。それ以上はわかりません。

○司会 (石川)

Cさんからです。復帰に対する情報がなかなか届かなかったと思われた頃、極秘事項で、日本政府は実は知っていたようですが、誰の手で据え置かれていたのか、平良さんはご存じですか。

○平良亀之助

ああ、これもきつい質問ですね、正直言って、私を含めてあの当時の復帰対策室の調査官は誰もわからない。ましてや、立法院の与党の皆様もわからない。これももう少し、じゃあ突っ込んで話しましょうか。実をいうと、復帰対策室の室長に瀬長浩さんという方を屋良さんは任命したんですよ。ここにものすごい隘路があったと思います。私も瀬長さんの復帰対策室長任命には反対でした。そして立法院の与党の皆様も、それからその他の民主団体の皆さんも。ところが屋良さんは、自分は行政には素人なので、瀬長さんの長い行政経験によって、いろいろ働いてもらいたいという一点張りで、支持団体の意向は一切聞き入れませんでした。ところが、支持団体もあまり突っ込んで屋良さんを窮地に追い込んではいけないという自己規制があって、結局は瀬長さんの室長はそのまま通った。

もう少し突っ込んで言わせてください。復帰は、68年の主席公選で主席になった屋良さんがやる。瀬長さんはその直前まで任命主席のもとで副主席をやっておりました。米側は復帰に備えて、高等弁務官の諮問機関として日米琉諮問委員会というのを設けました。この日米琉諮問委員会の役目は何かというと、あの主席公選で戦った自民党側のスローガンと全く一致するんですよ。つまり復帰はまだ早い、時期尚早。だから積み重ねによって、できることから一体化していこうという積み重ね方式、一体化推進というのが日米琉諮問委員会の役目でした。そこの3人の委員は、アメリカ側は米国民政府公使、それから日本は高瀬侍郎さんという外務省の大使を長年務められた、沖縄大使もやりましたその人。そして琉球側は瀬長浩さんが務めました。そういう推進機関の琉球代表をやり、そして長い間任命主席のもとで副主席としてアメリカに協力をし、いわゆる革新側とは対抗の立場にあった人、その人を復帰対策という肝心のまとめの室長にすることはまかりならんという話が、ずいぶんといろんなところでありましたが、さっき言ったように屋良さんは、自分

は行政には素人だからということで強引に押し通した。その辺に問題があったと思います。だからさっき言ったように、僕らの実務者の仕事があるうちは、全部関係団体の意見や要望をまとめて、それが日本政府に行ったら、あくまでもこれは琉球側の意見を聞いたよという、むしろつじつま合わせに過ぎなかったことが後からわかるわけです。全部日米と密約でやった、これをベースにして法案も返還協定もでき上がって、僕らの目の前に来たときには、もうどうしようもないと。それで主席、副主席に口頭進言したら、プロジェクトチームをつくって徹底して、多少順番が遅れてもいいからこれをやれと言って、総点検をやったら、その結果が整理されて建議書になったということです。ですから、どこに隘路があったと僕から言うのではなくて、今の話からそれぞれで推測してください。

#### ○司会（石川）

かなり込み入ったご経験のお話、ありがとうございます。

続きましてDさんから、初代沖縄開発長官で沖縄族とも言われる政府、山中貞則氏についてどのように評価されますかということと、沖縄振興について尽力した屋良朝苗氏とも親交があった一方で、政府の復帰を進め、結果として米軍基地の固定化をもたらしたという評価もあります。山中貞則氏の評価についてお考えをお聞かせいただきたいということと、もう一点が、日本政府からすれば、沖縄のリーダーが屋良朝苗でないと、沖縄を押しえられなかったというのがあります。屋良主席の功績をどうお考えになりますかという2点、よろしくお願ひします。

#### ○平良亀之助

山中貞則氏は台湾師範学校に在籍していたようです。ちょうどそのころ、屋良朝苗先生は台湾師範で教鞭をとられていたと。それだけのことだが、何の関係もないのに、2人ともその同時期に台湾にいたということで師弟関係にでっち上げていったということです。ところで、その山中さんという人は、弁も立つしそして辣腕家であり、離島、僻地の困っている所に目をかけ、改善に尽くした実績は評価されています。そういうところから、一例だが、伊平屋の野甫島と伊平屋島をつないだ橋は山中橋とも言っていたが、今はどうなっているのか。こういうふう随所に、離

島を回って、徹底して離島苦の解消に手助けをしてきたその評価は高い。

それから復帰時における、屋良朝苗氏に対する評価についてですが実をいうと、琉球新報の『世替わり裏面史』の中にも出ていますが、日本のかなりの大物が、「復帰は屋良朝苗さんじゃなければうまくいかなかったな」と言っています。この意味はわかりますか。つまり、あの選挙（68年の主席公選）で西銘さんが主席になっていたら、毎日のように大方の労働組合やその他のいろんなデモ行動が、ドカンドカンと起きて、復帰はスムーズにいかなかったと。ところが屋良先生であるために、言うことはよく聞いてくれるし。それからあの暴れん坊たち、活動家たちは、自分たちが選んだ屋良先生を困らせちゃいかんと言って、途中まではやるけど、それからは踏み込まない、自己規制をする。そのことを言っているわけですよ、自民党の大物が。屋良朝苗さんじゃなければ復帰はうまくいかなかったなと。こういうのがあの『世替わり裏面史』の中にも出てきます。こういうことでひとつ、後は質問者が自分で考えてください。

#### ○司会（石川）

Eさんは、質問を箇条書きしてくださっています。講演の中でも触れられていることで、繰り返しになりますが、よろしく願います。1つは1972年、門前払いされた理由は何なのか。そして、日本政府に理由の問い合わせはしたのか。日本政府は強行採決したのか。

#### ○平良亀之助

一番の門前払いした理由は先ほど述べたのですが、要するに密約、密約でやってきているものだから、沖縄から正当な要求をされた場合には応えられない。仮にも応えたらそこから穴があげられて、アメリカと約束した復帰スケジュールに狂いが出るかもしれない。こういういろんなことを想定して、あのかましいい建議書は一切入れるなというアメリカの意向を忖度して日本のトップらから出ていたはず。このどこからかはもうおわかりでしょう。今も拉致問題が、国内問題であるにもかかわらず、アメリカにわざわざお願いしに行く、二度も。日本政府のあの行動は一つも変わっていませんからね。地位協定も安保条約も全部片務契約なんですよ。日本



からは一つも意見は出されていない。全部アメリカの太平洋ヘゲモニーを維持強化するためです。これはね、アメリカは日本に勝つことは読んでいたわけです、戦争前から。日本に勝つことは当たり前だと。そうしたら日本を自分たちの手込めにするためには、どうしても一度はパールハーバーを攻撃させてから日本をやっつけようという。これはもう幾らでも話が繋がっていくことで、門前払いした理由はその程度で勘弁してください。

それから日本政府に理由を問い合せたのかということですが、これは日本政府に問い合わせしても何も答えませんよ。その前に、持ってくるなとしか言わないでしょう。つまり、羽田まで行って、国会の門まで行ったら門前払い。ところがもし問い合わせをしたら、来るなということでは那覇から一歩も出られなかったでしょう。そういう力関係だったことを、私は想像します。

それから、なぜ日本政府は強行採決。これは一番とつながるでしょう。強行採決するしかなかったわけですよ。一切、対応するなという指令がどこからか下りているわけですから、これをやったらアメリカとの約束を守れなくなると。ただそこだけにしか、日本政府・与党の価値観はなかったわけですから。そういうことで強行採決した理由は、全部とつながっていると、そういうことになろうかと思います。

## ○司会（石川）

残りの質問は、他の方の質問と似たような内容なので、まとめて進めさせていただきます。

政府の姿勢は琉球政府の頃から今日まで変わっていない、ヤマトウーに期待してはダメではないか、沖縄の意志・意向・要望を受け入れることなく、辺野古や高江等への基地建設や訓練、米軍の事件・事故等の日本政府の対応に疑問を感じる。これらのことを考えると、沖縄は独立を考えたほうがよいのではないか、独立についてどのように考えていますか。独立という問題に対する質問が4、5件ほどあります。さらに建議書を含めての運動というのが、なかなか高まりが見えてないということについてどう思われますか。

### ○平良亀之助

大半の意向はやはり今の状況から救われるためにはもう独立しかないんじゃないかと思います。私も限りなくそういう心境になっています。ちょっとまた少し長めになりますが、沖縄という名称は、琉球住民の意思表示なしに、日本側が一方的に決めた名称なんです。その前に1609年に薩摩は琉球に侵攻したが名称は琉球のままにした。それは中国との貿易で富み栄えたものを全部持ち去って徳川に貢いで、薩摩はやるなという、薩摩の地位を上げることに利用した。そのときまではまだ琉球なんです。彼らは琉球にしておいたほうが、中国との貿易が続けられると思ったからです。ところが、1879年(明治12年)の琉球処分には、処分官の松田道之という鹿児島出身の役人が軍隊と警察を引き連れて乗り込んで来て、無理矢理に廃藩置県を断行したのです。それも全国同様にというわけにはいかず、ひとまず琉球国を琉球藩にして、国王を東京に拉致し、12年遅れて琉球藩を廃して「沖縄県」にしたのであります。それが1回目の沖縄県です。その時というのが、富国強兵を盛んにしている日本が、日露戦争、日清戦争に明け暮れている時、一人でも多くの兵員が要る。それ故、沖縄県からたくさんの兵隊を取って、戦場に駆り出した。要するに、沖縄県にしたのは沖縄が同胞であるというより先に、利用価値の方が先行したものであって、沖縄県という名称は琉球側が同意したものではありません。

それが、今度は去る戦争に負けて、自分たち(日本国)は、1952年4月28日の対日講和条約の発効によって、主権を回復した。

ところが沖縄だけはアメリカにどうぞと行って、天皇メッセージまでわざわざ出して、アメリカが必要とするだけ使ってくださいと。要するに自分たちの命乞いをするかのように琉球を差し出したと。わかりやすく言えばそういうことになるわけです。そしてその沖縄を切り離して里子に出しておいて、敗戦国にもかかわらずアメリカと対等外交をして、要するに儲けて、高度成長をやって。いいですか。その期間は僕らは沖縄じゃないんですよ、琉球人ですよ。私は東京の大学に行くのにパスポートを持っていった。そして家に帰るのに予防注射までされて、「てめーの家に帰るのに何で注射まで受けなきゃいかん」と、こういうふうな状況で、僕らは琉球人であったんですよね。それが今度は、あの復帰で今のように、さつきしゃべったように、門前払いまでして、そして勝手に沖縄にしまうんですよね。二

度目の沖縄県と言ったのはそういう意味です。ですから、さあ、半世紀近くたって、あの当時と今と沖縄の米軍基地への対応は何も変わらない。変わらないどころか、プラスアルファがたくさんついたでしょう。オスプレイ常駐、辺野古、高江、そして嘉手納の武装強化、再編。そういうことで沖縄以外の46都道府県で、どこにそういう状況のところがあるんですか。復帰のときの日本政府が見せた大看板は「核抜き、本土並み」。つまり、核もなし、本土並みの状態にして引き取りますというものだったが、何ですか、今の状況は。さて、明日からに展望があるか。無いでしょう。やっぱり独立というふうな、あの昔、琉球王国であって富み栄えた、万国津梁の鐘に刻んであるその詩を思い出してくださいよ。「琉球国は南海の勝地にして」とある。そして朝鮮や中国、日本と深い関係を築き、万国との懸け橋となったことを詩っている。ほんとに富み栄えた時代があったんですよ、黄金時代が。それが今のような一人あたりの県民所得が最下位という状況になっている。それから抜け出す方法を考えるのは、民情として非常に妥当な精神構造だと思います。頑張ってください、独立に向けて。

#### ○司会（石川）

ありがとうございます。

時間が大分押し迫ってきていますが、もう少しおつき合いいただけますでしょうか（参加者の反応を確認）。では、続けます。ありがとうございます。

建議書の要求であった米軍基地即時無条件返還というものが、何故悪い方向に進んでいるのか。それは沖縄側でも基地容認という動きもあるのではないか。しかし基地撤去してこそ沖縄の経済発展、社会全体の要求が実現できる。現在、その気運が盛り上がり、重要な時期になってきているのではないのでしょうか、というご質問です。

#### ○平良亀之助

即時無条件全面返還は、屋良朝苗先生が革新共闘会議の推薦を受けて、初の主席公選に出られたときのスローガンです。そして、先ほどの話の中で読み上げた文にも、そういうふうなものが盛られていたわけです。しかし今、46年もたったんで

すよ。それであのころよりもユクチジナティ。チジナティというのは、ウチナーンチュならわかるよね。もっと悪くなっているということですね。このような状況になっているのは、まさに力関係ですよ。例えば何年前ですか。森本元防衛相が任期を終わっての記者会見で、「沖縄の米軍基地は戦略上は沖縄でなければならないという理由はない。しかし、政治的には沖縄でなければならない」と、いみじくも言い放ったんですよ。先ほどの質問は、全部そこへ帰着してくると思います。つまり、軍事上は沖縄でなくてもいいと。それはそのとおりで、今沖縄にいるマリンは、山梨県と岐阜県にあったんですよ。ところが、あそこであまりにも暴行事件やいろいろなことが多いものだから、基地撤去要求に立ち上がった。そこで、それじゃあということで沖縄に。つまり軍事上は沖縄でなくてもどこでもいいわけなんですが、本当は朝鮮半島と中国をにらむというならば、日本の基地は佐世保や、より中国や朝鮮半島に近いところに置いていたほうが動きとしても、あるいは攻撃の距離からしてもよいわけで、沖縄はかなり離れている。だから戦略上、軍事上は沖縄でなくてもいいが、政治的には沖縄でなければならない。つまり沖縄は政治的発言をする有力政治家がいない。ほかはそういうものがない、例えば佐賀県に米軍ヘリコプターの配置を政府が決めたら、すぐ翌日は取り消される。その他、幾つか例を挙げると、どこかの県でちょっと新聞に記事が出たら、すぐ翌日は大物政治家が立ち上がるという具合に。そして、私は大田知事の下で勤めた経験がありますが、大田さんは並み居る本土の政治家や役人たちの前で、「安保が大事だ、日米同盟が大事だというなら、皆さんのところに軍事基地を誘致してくださいよ」と、直言していました。しかし誰も何も言えないでしょう。こういう状態で森本さんがいみじくも言っているのは、沖縄にそういうものがない。そして46都道府県は、どっちかという共通項があるが、太平洋に浮かぶ沖縄はヤマトウと共通項がない。だから国はもとより、都道府県の代表者も、上っ面はいい顔するけど、沖縄の基地を自分たちのところにといたら、全部ノーですから。そのことを森本さんは言っているわけです。ずばり正面からの答えになったかどうかはわかりませんが、要するに沖縄は、何もしないで今のままだったらもっと悪い方向へ行くだろうと思います。そこであえて建議書のことを持ち出して、皆さんに思い出して立ち上がってくださいというのが私のささやかな叫びです。

○司会（石川）

ありがとうございます。当時のマスコミ対応についてのご質問です。

建議書の骨子を屋良主席到着前に、マスコミに伝えることはできなかったのか。新聞やテレビなど、何らかの形で国民に伝えることで大きな世論とする余地はなかったのか。現在はマスコミも政府にコントロールされて厳しいですが、自由民権運動の始まりは、「民選議員設立建白書」提出でした。当時の新聞「日新真軍誌」に掲載し、多くの人の目に触れて、その後の運動が大きく盛り上がりました。そういうことを考えたときに、世論形成が必要だったのではないかと、沖縄だけではなく、日本国民への世論というものをつくり出す予兆はなかったのか、という趣旨のご質問だと思うんですが、いかがでしょうか。

○平良亀之助

プロジェクトチームが点検して洗い出したものが屋良主席のもとに上がってから、時間がいつまでたっても進捗状況がわからない。せめて沖縄返還協定に反対する 11.10 ゼネストには間に合わせて琉球政府の意見を明確に示して欲しいとの声も強かったが、それも出来ず、そのまま臨時国会が閉会した後に、ポーズをつくるのかという非難までされた。結局は東京で門前払いにあって、そのことが地元のメディアにも、中身まで全部報道されるようにはなりました。確におっしゃるように、あの国会で蹴られる前までは、地元のメディアにあまり中身は報道がなかったことは事実です。門前払いされてからたくさん記事が出て、建議書そのものの中身もマスコミはかなり分析して報道はしました。それは蹴られた後です。ごめんなさい。これ、あまり突っ込んで答えるににくい問題です。

○司会（石川）

ありがとうございました。質問は残り 3 件です。1 件目は亀之助さんが、琉球新報の 2011 年 5 月 15 日「声」欄に投稿し掲載された「何のかんばせあって」<sup>1)</sup> を読

---

1) 「5 月 4 日付の本紙社説「岡田・北沢氏ら意見は米国へのアライブづくり」に痛く共感を覚えた。その締め部分を、平良幸市元県知事の立法院議員時代の「何のかんばせ」発言を

んで感銘を受けたという方からのご質問です。亀之助さんにこれだけの熱意があるのであれば、建議書は生きているというのではなく、むしろ沖縄のほうで建議書を無にする。沖縄から日本政府にしがみつかない、という意志を考えたとき、建議書を握りつぶす、捨てとるということはできないのか、というご質問です。

### ○平良亀之助

正面からは答えにくい質問であります。何で僕らが生きている建議書を破り捨てなければというのは、かなり飛躍した部分があると思います。こういうふうなものに頼らないで、要するに日本を無視して独立すればいいのではないかという意見かと思いますが、私自身、そういうふうな気持ちがないわけじゃありません。だけど、今の状況ではやはり日本政府の不正をただしていくこともやりながら、そしてあの琉球王国に戻る、その精神を何か見つけていくというのが、よいのではないか。そうでない限り、私は琉球諸島の人々は救われたいと思っているんですよ。いつまでたっても日本の補助機関みたいな形でいいのかという疑問をずっと持っております。

ここまで来ると、やっぱり学者の皆さんの統計に基づいた資料を裏付けにする必要があります。我々は相応の納税をしていますよね。ですから納めればなしではなく、その見返りを我々は使う権利があるわけですから、その辺の実態を踏まえながら目標設定をしても良いのではないか。例えば今いろんな統計が出てきていますよね。本大学の前泊先生もいろいろ資料を駆使して書かれています、つまり沖縄は

---

引用して、現在の日本政府の姿勢を糾していることに大いに触発された。

この「かんばせ」発言の経緯はこうである。戦後16年経て、沖縄が米国の軍事統治下において、蹂躪状態にあるとき、初の国会議員による沖縄調査団が米国の高等弁務官招待によって沖縄を訪れたことが引き金となった。訪問前から、沖縄ではこの弁務官招待による調査団に対する非難の声で物議を醸していた。

そして、同調査団と沖縄の立法委員議員との懇談の席上、立法院代表の平良氏（社大党書記長）が「自らの計画によらないで、招待されたからといって、何のかんばせ（顔容）あって、沖縄の県民に相まみえんや」と切り込んだ。そのことで、国会議員団と地元側との非難合戦が交わされるが、字数の都合で書けない。

それにしても普天間基地の県外・国外移設を求める県民の声には目もくれず、ひたすら米国の意のままに沖縄に押し付けられる構図は半世紀経ても不変。嗚呼！

独立したら経済的に立ち行かないという思考が先行して、それが全てであるかのよう  
に、独立を叫びながらもなかなか踏み込めない。しかし、復帰前と復帰後の基地  
の対応を、例えば那覇市田原の旧ジャスコのあるあたり、あるいは天久の新都心一  
帯、北谷のハンビー飛行場の一带など。復帰前はわずかの軍用地料しか入ってこな  
かったのが、今は万単位の雇用の場になっているという事実。たくさんの経済的指  
標が出ていますよね。だから独立、つまり嘉手納基地、普天間基地は、あれは一等  
農地だったんです、戦前は。そういうところに軍用飛行機を離発着させて、それに  
伴う軍用装備をやって、農業はおろか、何らの土地利用もできない。そのような実  
態が全てであり、その基地を撤去すれば、沖縄は立ち行かないどころか、私は日本  
でも有数な力のある県になる可能性を秘めていると思います。ということですね、  
まずひるまず、そして失望しないで何とかできる方法を考える。だからそのために  
は建議書は無にしないで、やっぱりもう一回自分たちのものにして、日本政府にぶ  
つけていくという、日本政府の不正をただす手段に使ってもいいのではないと思  
うんです。

(会場拍手)

#### ○司会 (石川)

ありがとうございます。

残り2件です。建議書の基本要件は、「建白書」にも生かされたと思いますがい  
かがですかということと、屋良建議書が即時無条件全面返還、核も基地もない沖縄、  
を要求したのに対して、日本政府は核抜き本土並み返還を約束しました。本土並み  
は、過密な沖縄の基地を本土並みに整理縮小するという約束であったと理解しま  
すが、多くの県民はその件について十分理解していないようです。改めてコメントを  
いただけますか、というご意見です。

#### ○平良亀之助

建白書というのは、2012年末に41市町村の首長、議長が全員がサインをして  
オスプレイ反対を表明した。建白書という名称は建議書が枕になったと、そうい  
う話も聞いておりますが、やはりあの建議書とか、建白書というものを日本政府に突  
きつけるという行為は、沖縄が一つになっていることを見せる力になります。統治

者というものは分割統治といって、力を分散して支配するのは非常に易しいこと。ところが、これが一つになることを一番怖がる。つまり、あの建白書のときの力は、沖縄が一つになった証ですよ。41市町村長全部が署名をして、日本政府にぶつけたわけですからね。そういうものが、どうも昨今、何か日本政府は何とかこれを引き裂こうとしている。そこに何か剥がれかかっているのかなと非常に私も心配をしています。あの精神に立ち戻る、そのことこそが、やはり日本政府と対峙して、我々の要求を突き突けるということじゃないかと思います。

#### ○司会 (石川)

もう一つは、これは屋良建議書が即時無条件全面返還を要求したということに対して、核抜き本土並みという返還を要求したにもかかわらず、本土並みという形にはならなかったということを考えたときに、多くの県民がその件について今、理解していないような気がする。そこら辺、どのようにお考えですかということです。

#### ○平良亀之助

ですからあえて、当研究所から声がかかったときに私は引き受けたというところで述べましたように、やはり建議書というものも、もうかなり忘れられていると思います。ですから、その核抜き本土並みという看板のもとに、我々は復帰させられたんですよということも、どっちかというとかちよつと冷めてきたような感じがあります。私はあえて、先ほどの話の結びとして、あるいは核抜き本土並みというから、ウチナーンチュは正直者だから、トー、アンサー、ヤマトウに還ろうと。本土並みになることは大変幸せなことじゃないかというふうなことであったのだが、それがだまし討ちであり、この46年間、詐欺の上に我々は乗せられているわけです。だからなおさら、あの時点でそれを見抜いた建議書は、これからも問い続けて、本当の沖縄のあり方を、日本政府に求めていくのがいいと思うのですが、どうでしょうか。

(会場拍手)



○司会（石川）

ありがとうございます。

最後の質問です。これは本講演の開催の本質的な質問になるか、と思います。お名前が記載されていませんが、今、建議書を生かすとすれば、どうしたらいいのですかというご質問です。今、この「復帰特別措置に関する建議書」を生かす、生きているということで、さらに生かしていくということを考えたときにどうしたらいいんでしょうかというご質問です。

○平良亀之助

うーん、さて、これはみんなの宿題なんだが、ですから先に続ける以外にないんじゃないですか。チャッサやってもだめではないか、としょげる気持ちが一番怖い。例えば辺野古に対する諦め、そこまで来ているのに、もうという。これは落とし穴、権力者が仕掛ける一番の落とし穴なんですよね。だから、その沖縄の連中も、あの建議書を忘れて、もう今までどおりでいいみたいな気持ちになりかかっていると。これを見抜かれたら、僕らは永遠にヤマトウ政府の奴隷とまでは言いませんが、要するに、そういうふうな不都合なものは全部沖縄にと、そのうち核のごみも沖縄のいろいろな無人島や離島に持ってこられるかもしれない。ですから、常に中央政府は沖縄にいい施しはしない。つまり、あっちで嫌がるものはウチナーに持って行くと。これはちゃんと例があるじゃないですか。岐阜県や山梨県にあった海兵隊を一方向的に沖縄に配備して、岐阜県や山梨県はいい思いをしているかもしれません。こういう構造はね、我々が黙っているとどンドンどンドン押しつけられてくると思いますよ。ですから、やっぱり黙っていないほうがいいと思います。

（会場拍手）

○司会（石川）

ありがとうございます。これでフロアの皆様のご記入したご質問にお応えいただきました。講師の平良亀之助様に盛大な拍手をお願いします。（会場拍手）。当初予定より20分も超過してしまい、申し訳ございませんでした。

最後になりますが、当研究所の副所長の平剛より、皆様にご挨拶を申し上げます。

○平 剛

講師の平良先生、長時間、どうもありがとうございました。それからフロアの方々におかれましても、今日は暑い中集まりいただきまして、どうもありがとうございました。心より御礼申し上げます。

実は7月21日、本講演会を予定していたんですけれども、当初から内容については非常にいい研究ということでわかっていましたし、それから昨年来、うちの研究所としても取り組んできたという経緯もあって、たくさんの方に来ていただいたというように願っておりました。ところがどこから聞きつけたのか、台風まで来てしまいまして、その後、うちの事務のほうには、延期か、それか中止かということで問い合わせも多数あったということを聞いています。今日は本当にいろいろとご心配をおかけしました。皆様のおかげで今日は大変いい講演会を開催することができました。どうもほんとにありがとうございました。これからも当研究所は研究会、あるいは講演会を開催してまいりますので、また今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(会場拍手)

○司会 (石川)

皆様、長時間にわたり、ありがとうございます。

事務的な連絡をさせていただきたいと思います。始まる前にご紹介いたしました、8月12日、13日、本学主催で冲国大軍機ヘリコプター墜落のセレモニーと、プレ企画で映画「ひまわり」の上映会があります。「ひまわり」の上映会では、当研究所の特別研究員の小林武先生がトークで登場します。2部では、私もトークで登場します。冲国大に米軍機ヘリコプターが墜落した13日には、大学主催のセレモニー、そして朗読ライブもございますので、お時間がありましたらぜひご参集いただければと思います。

本日はお暑いく中、延期したにもかかわらずご参加いただいたことに深く感謝申し上げます。所報、ポスター等々、もしお荷物にならないようでしたらお持ち帰りいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(会場拍手)

精神を奮起とする留學機體と多數の國民書生とは合せてあります。國民はも  
 ともと無抵抗的であり、  
 とここで安んずる留學機體を「聖耳」として必要とするのであります。反対し  
 ている土地を必要とする留學機體は必然的の民衆にせざるを得ないのであります。  
 次は、基地維持の目的に行われんとする空軍の留學機體の留學期間に充  
 つては、これは國民の立場からは承認できるものではありません。沖縄だけが本土  
 と異なる特例立法をして、期限の満了に反して五十年という長期にわたる土地の留學  
 を行ふことは、國民にとっては無意味であり、再考を促すものであ  
 ります。  
 次は、留學機體のくらしについては、苦しくなるのではないかと不安を訴してい  
 る者が留學機體では大半を占めております。それは日本が少くもその不安は整理して  
 おります。くらしに於ける不安の解消なくしては留學機體によって國民福祉の増進は不  
 可能であります。生活不安の解消のためには基地維持から脱却し、この沖縄の地位に  
 今よりは投資し、今よりは貢献し、さらには希望をもてる留學生機體を養ふあげてゆ  
 かねばなりません。言うところの留學生機體はその特殊環境を言ふも、経済環境と  
 言ふも、ただ然るに経済状況の悪化だけではなく、國民の真の福祉を至上の理想とし  
 目的としてそれを創造し達成していく環境をなげねばなりません。現在の沖縄は余  
 りにも国家能力や基地能力の犠牲となり手段となり利用されてきました。留  
 學機體といふ歴史の一大機體期にあつて、このような地位からも沖縄は絶望してい  
 なければなりません。したがつて政府にかかれても、国会にかかれてもそのような  
 状況から留學問題をとりえて、高度協定や留學機體法を速急に検討していただくよ  
 うを要するものであります。  
 さて、沖縄國民は過去の苦難に光りた歴史と貴重な体験から留學機體にかつては、  
 まず何よりも國民の福祉を最優先とする基本原則に立つて、(1)地方自治體の確立、

(2)反戦平和の理念をつらぬく、(3)基本的人権の確立、(4)國民本土の経済環境等を養  
 育とする留學生機體の養育を謀つております。このように女ごが結局は養育を國家主  
 権に委ねる留學生機體の確立と國民は固く信じているからであります。さらにはた留學  
 機體によって留學生機體の留學期間の短期化、請求權の短期化等は留學機體の確立も困難に  
 してかつ重要な課題であります。これらの解決については、何れもは、留學生機體を  
 確立してゆく必要がおります。  
 とここで、日本共同留學生機體をかく沖縄の返還協定が全して留學機體の確立と  
 して協議決定されている留學生機體の一部(国内留學生機體等)には留學生機體による留  
 學機體の要求が十分反映されたいが願ひがおります。そこで私は、留學機體の重大な  
 課題にかいて、対米の歴史を踏まえないため、また歴史の証言者として、留學機  
 體の要求や考え方をここに歴史的に留學生機體を代表し、あえて建議するものでありま  
 す。政府ならびに国会はこの留學生機體の最終的各種課題の解決を期して留學生機體の  
 中にある不満、不安、疑念、意見、要求等を十分によく察知してもらいたいと思いま  
 す。そして留學生機體の立場に立つて留學生機體をなくし、論議を戦後歴史に足る最大  
 留學生機體の力を払つていただき、寛大的立場をとって、たがい此重大なる責任をもち  
 合つて、直に留學生機體の心に思いをいたし、留學生機體はじめ大方の國民が納得してもち  
 える結論を導き出して留學生機體を克服せしめよう、ここにお願いいたします。



一、はじめに

沖縄の祖国復帰はいよいよ目前に迫りました。その復帰への道程も、具体的にこれは世評・エタツン共同声明に始まり、返還協定調印を経て、今やその承認と関係法案の制定のふちめにかけている第六七回国会、いわゆる沖縄国会の山場を前にしております。この国会は沖縄県民の命運を決定し、ひいてはわが国の将来を方向づけようとする重大な意義をもち、すでに国会にかいてはこの問題についてはけしきも議論が展開されております。

あの悲惨な戦争の結果、自らの意思に反し、本土から行政的支配を課されたがらも、一途に本土への復帰を求め続けてきた沖縄百万県民は、この国会の成り行きを重大な関心をもって見守っております。願ひますと沖縄はその長い歴史の上でさまざまな運命を辿ってきたが、戦前の平和の島沖縄は、その地理的・地質的・社会的にそれに加うるに復帰に対する国民的意志の強い島嶼の欠陥が重なり、終始動的にも経済的

(五) (四) (三)

沖縄問題行政設置法案に対する要請 九三

沖縄問題行政設置法案の公布と復帰に対する要請 九四

沖縄の復帰にうける特別措置に関する法律案に対する要請 九五

1. 総論 九五

2. 大蔵省関係 九五

3. 文部省関係 九六

4. 厚生省関係 九六

5. 農林省関係 九六

6. 漁業省関係 九六

7. 郵政省関係 九六

8. 労働省関係 九六

9. 沖縄の復帰にうける関係法令の改定に関する法律案に対する要請 九八

さて、アメリカは戦後二六年もの長に開港港に島政務を行使してきました。その間にアメリカは沖縄に警察の自由港国の防衛という名の下に、排他的かつ強制的に膨大な基地を建設してきました。基地の中心沖縄島があるという理由が荒唐であります。百万の県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活がいらまわりました。それのみでなく、排他排外的な軍事警察の政治の下で、政治的権利がいらまわしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願った心情は、排他排外的な平和憲法の下で基本的人権の侵害を願望していかからに外なりません。経済面から見ても、平和経済の発展は大幅に立ちあがくれ、沖縄の県民所得も本土の約六割であります。その他、このように基地があるがゆえに起るさまざまな弊害の政治公害や、とり返しのつかない多くの犯罪等を招来している県民は、復帰に当っては、やはり従来の島の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります。

此も裏切れない不利不運なまでの運命を命運なくされてきました。その土地戦争による悲惨な犠牲、十数万人の鮮やかな命の損失、貴重な文化遺産の破壊、続く二十六年の苦難に充ちた試練、思えば堪へない苦しい道の程でありました。これはまさに国民の十年軍を一身に被った、国の歴史の悲劇を象徴する事ともいえます。その間大小さまざまな被害、公害や数限りない痛ましい悲劇や事故に見舞われつつも、それとあれこれにも消え去ることのない多くの犠牲を犠牲にした、す復讐の歴史の転機期に突入してゐるのであります。

この重大な時期にあたり、私は復帰の主人である沖縄百万県民を代表し、本土政府ならびに国会に対し、国民の革新的意思を述べたえ、国民の心算から志向する復帰の実現を期しての県民の訴えをいたします。もちろん私はここで既に述べた復帰の理由はじめ関係百弊の懸念とご努力はこれを多とし、実現なる敬意を表するものであります。

昭和四十六年十一月

## 復帰措置に関する建議書

琉球政府

行政主筆 屋良朝苗

琉球政府は、日本政府によって定められている沖縄の復帰措置について総合的に検討し、ここに次のとおり建議いたします。

昭和四十六年十一月十八日

昭和四十六年十一月

## 復帰措置に関する建議書

琉球政府

目次

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| 一   | はじめに                              | 一  |
| 二   | 基本的要求                             | 一  |
| (一) | 返還協定について                          | 一  |
| (二) | 沖縄県と自衛隊配備問題について                   | 一  |
| (三) | 沖縄に於ける公用地等の暫定使用に関する法律案の問題点        | 一  |
| (四) | 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律     | 一  |
| (五) | 沖縄問題と基本法について                      | 一  |
| (六) | 沖縄問題の基本的理念                        | 一  |
| (七) | 関係の方針                             | 一  |
| (八) | 関係三法の関係点                          | 一  |
| (九) | 裁判の委力について                         | 一  |
| (十) | 厚生・労働問題について                       | 一  |
| 三   | 社会保障                              | 一  |
| (一) | 年金制度                              | 五三 |
| (二) | 社会福祉                              | 五三 |
| (三) | 医療保障                              | 五三 |
| (四) | 労働問題                              | 五三 |
| (五) | 教育・文化について                         | 五三 |
| (一) | 教育の権利と教育内容保障                      | 六四 |
| (二) | 教育文化財制度の整備と格差是正                   | 六七 |
| (三) | 税制・財政                             | 七二 |
| (四) | 税制問題                              | 七二 |
| (五) | 財政問題                              | 七五 |
| (六) | 治安不安の解消措置                         | 七九 |
| (七) | 具体的要求                             | 八一 |
| (八) | 沖縄復帰に伴う対米請求処理の特別措置に関する暫定法の立法案(要綱) | 八一 |
| (九) | 沖縄復帰関連特別措置法案に対する建議                | 八六 |

目次

|     |                                   |    |
|-----|-----------------------------------|----|
| 一   | はじめに                              | 一  |
| 二   | 基本的要求                             | 一  |
| (一) | 返還協定について                          | 一  |
| (二) | 沖縄県と自衛隊配備問題について                   | 一  |
| (三) | 沖縄に於ける公用地等の暫定使用に関する法律案の問題点        | 一  |
| (四) | 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置に関する法律     | 一  |
| (五) | 沖縄問題と基本法について                      | 一  |
| (六) | 沖縄問題の基本的理念                        | 一  |
| (七) | 関係の方針                             | 一  |
| (八) | 関係三法の関係点                          | 一  |
| (九) | 裁判の委力について                         | 一  |
| (十) | 厚生・労働問題について                       | 一  |
| 三   | 社会保障                              | 一  |
| (一) | 年金制度                              | 五三 |
| (二) | 社会福祉                              | 五三 |
| (三) | 医療保障                              | 五三 |
| (四) | 労働問題                              | 五三 |
| (五) | 教育・文化について                         | 五三 |
| (一) | 教育の権利と教育内容保障                      | 六四 |
| (二) | 教育文化財制度の整備と格差是正                   | 六七 |
| (三) | 税制・財政                             | 七二 |
| (四) | 税制問題                              | 七二 |
| (五) | 財政問題                              | 七五 |
| (六) | 治安不安の解消措置                         | 七九 |
| (七) | 具体的要求                             | 八一 |
| (八) | 沖縄復帰に伴う対米請求処理の特別措置に関する暫定法の立法案(要綱) | 八一 |
| (九) | 沖縄復帰関連特別措置法案に対する建議                | 八六 |